

石巻市議会議員政治倫理条例をここに公布する。

平成22年4月23日

石巻市長 亀山 紘

石巻市条例第23号

石巻市議会議員政治倫理条例

石巻市議会が目指す、市民と協働し、真の地方自治を先導する議会は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い識見によって、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

よってここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員が市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤をつくり、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、市民の求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めることができる。

2 市民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を害するような一切の行動を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (3) 市及び市が出資その他財政的援助等を与えている法人が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
 - (4) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。
 - (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (6) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為、その他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 2 議員は、前項の政治倫理基準に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(宣誓書の提出義務)

第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力の発生の日とする。）から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を公表するものとする。

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、議員が第4条第1項の政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第5項に規定する選挙権を有する者100人以上の者の連署をもって、その代表者から、これを証する書類を添え、議長に対し、政治倫理基準に反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。

(調査請求者の保護及び不利益取扱いの禁止)

第7条 調査請求をした者（以下「請求代表者」という。）が、調査請求をしたことにより不利益な扱いを受けることがないように議長は必要な措置を講じなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第8条 議長は、第6条の規定による調査請求を受けたときは、石巻市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

- 2 審査会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 法第18条に規定する選挙権を有する市民
- 4 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出

席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、審査会の組織、運営等に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

(政治倫理基準違反等の審査)

第9条 審査会は、前条第1項の規定による審査を付託されたときは、調査請求の適否又は政治倫理基準違反の存否について審査を行い、議長に対し、審査結果及び意見を記載した調査報告書（以下「調査報告書」という。）を提出するとともに必要な措置を勧告することができる。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者の意見を聴く機会を必要に応じて設けることができる。
- 4 議長は、調査報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を請求代表者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(議員の協力義務)

第10条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

- 2 審査会は、議員が調査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

(議員及び議会の措置)

第11条 議員は、審査会の調査報告書において、自らの行為が政治倫理基準に反しているとされたときは、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会は、議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査報告書の保存及び閲覧)

第12条 議長は、審査会から提出された調査報告書を永年保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の閲覧を請求することができる。

(刑事事犯による有罪判決後における釈明)

第13条 議員が、刑事事犯により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議会は、市民に対する説明会を開かななければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席して釈明するものとする。

- 2 市民は、前項の説明会において、当該議員に質問することができる。
- 3 第1項に規定する説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

(刑事事犯による有罪確定後の措置)

第14条 議会は、議員が前条第1項の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定その他法律の規定により失職する場合を除き、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じるものとする。

(議員の配偶者等の請負等の辞退)

第15条 議員の配偶者及び1親等の血族は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との請負契約（下請負を含む。）を辞退し、市民に対して疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

2 前項の規定は、議員並びにその配偶者及び1親等の血族が行う市との一般物品の納入契約について準用する。

(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項)

第16条 議員は、市が出資その他財政的援助を与えている法人、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人又は学校法人（以下これらを「社会福祉法人等」という。）について、報酬を受領する役員に就任しないように努めなければならない。

2 議員は、社会福祉法人等について、報酬を受領しない役員に就任したときは、当該事実を証する資料を添付して、議長にその旨を届け出なければならない。

(手続の終了)

第17条 この条例に規定する議員に係る手続は、当該議員が辞職又は失職したときは、終了するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定は、この条例の施行の前になされた行為については、適用しない。